

随意契約に係る情報の公表(物品役務等) 令和元年7月分

物品役務等の名称及び数量	契約の締結者の氏名及び造幣局の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は訓令若しくは通達の根拠規定及び理由(企画競争による場合はその旨)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
仕上コイル結束機及び搬送装置(電動台車)修理(広島支局) 一式	独立行政法人造幣局 理事 橋本 徹 大阪市北区天満1-1-79	令和元年7月11日	千代田工販株式会社中国支店 広島市中区基町12-3	7010001050391	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	8,964,000円	-	-	-	-	-	
熱間圧延機(油圧圧下装置)修理(広島支局) 一式	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和元年7月24日	八洲電機株式会社中国支店 広島市中区大手町3-8-1	9010401029819	本契約は、故障、破損等により現に業務に障害を生じ、又は重大な障害が生じるおそれがあり、緊急の必要により競争に付すことができないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	10,476,000円	-	-	-	-	-	
動産引渡等請求控訴事件(二審) 一式	独立行政法人造幣局 理事 明瀬 光司 大阪市北区天満1-1-79	令和元年7月29日	弁護士 中山 俊治 大阪市北区西天満5-9-3	-	本件は、元職員による窃盗事件の被害品の回復にかかる法律事務について、当局の業務内容に精通し、本件事件が判明して以降、当局からの相談に対応し、第一審でも当局代理人になっていただくなど経緯も熟知している者と委任契約を締結するものであり、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	1,490,400円	-	-	-	-	-	
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第5条第4号トに該当するため不開示													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注1) 公表対象契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。